

令和8年度事業計画

これまで本会は公益社団法人として、産業廃棄物の適正処理等に係る普及啓発、教育研修、指導相談、調査研究等に関する事業及び産業廃棄物処理業の振興に関する事業を行ってきました。今年度は、これらの諸課題に一層と力強く取り組むとともに、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取組みを促進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境保全等の不特定多数の利益の増進に寄与し、公益法人にふさわしい事業に取り組めます。

以下、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの事業として具体的に計画した内容を示します。

I 産業廃棄物の適正処理のための法定事項の普及啓発及び不適正処理の防止を図る事業

1. 法定事項の遵守に向けた普及啓発

1) 産業廃棄物の適正処理推進事業

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者等からの廃棄物処理の各種相談に応じ助言を行います。相談の対応は、廃棄物処理法に関する講演・執筆等を行っている役員及びその役員の監督指導の下、法人役職員が行います。

・各種講習会の実施協力

処理業者の態勢整備や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等を普及促進するため、処理業者や排出事業者を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ3) 優良認定のながれ」、「(よくわかるシリーズ4) 廃棄物のトリセツ」又は「(よくわかるシリーズ5) 安全処理のすすめ」等により広く周知し、許可申請・優良産廃処理業者認定制度や廃棄物・安全衛生管理に関する助言を行うとともに、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の各種講習会等の実施に協力します。

なお、その実施にあたっては、オンライン講義及び会場受験による方式と並行して、対面講義及び会場受験による方式でも進められます。

・収集運搬車両表示板の普及啓発

産業廃棄物の収集運搬基準の遵守徹底を図るため、排出事業者や収集運搬業者等を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ2) 運搬のルール」等により広く周知し、収集運搬や積替保管の方法等に関する助言を行うとともに、本会が作成する「収集運搬車両表示板」の頒布を行います。

・建設廃棄物処理委託契約書の普及啓発

産業廃棄物の処理委託基準の遵守徹底を図るため、排出事業者等を対象に、本会作成のパンフレット「建設廃棄物 3R・適正処理の手引き」により広く周知し、解釈や運用に関する助言を行うとともに、建設業界で多く使用されている「建設廃棄物

処理委託契約書」等の頒布を行います。また、その形態として電子データでの提供を可能とするよう、発行元・仕入先である建設六団体副産物対策協議会・建設資料普及センター等と協議し、早期実現に努めます。

- ・フェニックス埋立処分場の申込支援

適正で安定した産業廃棄物の最終処分を確保するため、排出事業者や中間処理業者等を対象に、パンフレット「大阪湾フェニックス計画（大阪湾圏域広域処理場整備事業）」等の頒布を通じ、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する公共関与型の埋立処分場への申込みを支援します。

- ・令和8年度から令和9年度までの労働災害防止計画の拡大実行

産業廃棄物処理に係る安全衛生水準の底上げを図るため、別紙で示した取組みについて対象範囲を非会員にまで拡大し実行します。

2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発

産業廃棄物管理票制度の普及啓発のため、マニフェストの頒布を行うとともに、廃棄物処理法や関係法令の周知を行い、廃棄物の適正処理の周知と不適正処理の防止を図ります。

- ・電子マニフェストの加入促進及び既加入者への対応強化

電子マニフェストの加入を促進するため、排出事業者や処理業者を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ 1) マニフェストのしくみ」等により広く周知し、運用に関する助言や導入事例の紹介を行うとともに、希望者の加入を支援します。また、インターネット上で動画情報を提供し、「産業廃棄物送り状」を頒布する等、既加入者への対応も強化し、その定着を図ります。

2. 不適正処理の防止に向けた取組み

会員保有の車両等に本会の名称をプレート表示して、府域をブロックごとに2回程度巡視し、不適正処理の状況把握に努め、必要に応じて行政機関に報告し、その未然防止及び不適正処理の早期是正を図ります。

3. 産業廃棄物の適正処理推進に関する調査研究

①循環経済（サーキュラーエコノミー）を促進するための調査研究

廃棄物の素材や製品の特性を踏まえつつ、排出事業者と処理業者の動・静脈企業が連携し、求められる品質・量の再生材が再び排出事業者に戻元され、これを活用する仕組みを構築していくための調査研究を行い、必要に応じて行政機関に意見を提出します。なお、その実施にあたっては、処理業者を排出事業者による脱炭素に向けた取組みにも貢献する高度な資源循環のパートナーとして位置付け、新たな価値創造により産業廃棄物処理業の振興を図ることを展望とします。

②廃棄物処理に係る業務従事者の安定確保に向けた調査研究

国内における労働人口の減少と高齢化が進む中で、産業廃棄物処理業の維持に及ぼしている影響について調査し実態を把握します。また、その過程において、雇用対象の範囲拡大や雇用形態・条件の柔軟化、業務の一部自動化による労働負荷の低減等を図り、問題の改善に成功している事例を収集し情報提供します。一方、新卒者や第二新卒者をはじめとする求職者に対しては、産業廃棄物処理業のやりがい、従事内容の例、標準的なキャリアアップの流れ等を説明して業界への関心及び理解を促し、就職とその定着に繋げるための機会・手法について検討します。

③今後の廃棄物処理のあり方に関する勉強会の実施

廃棄物処理法に関する諸課題や総合環境事業としての産業廃棄物処理業の可能性に対する考えを整理しながら、今後の廃棄物処理のあり方について、適宜、大阪府等と意見交換を図るための勉強会を実施します。

④2030年ビジョンの全面改定

令和3年度に策定した「2030年ビジョン」について、以降の経済・社会情勢等を踏まえた第五次循環型社会形成推進基本計画が国から示され、循環経済や資源循環を促進する動きが加速しつつある中で、その方針を継承しながらも、こうした動きに本会が即応していくための具体的な方策を検討し、これを反映した「VISION 2035」に全面改定します。

4. 研修会、講習会等の開催

1) 廃棄物処理法に関する基本事項習得のための講習会の開催

廃棄物処理法や関係法令に関する実務レベルの知識・技能の習得を目的とした「廃棄物管理士講習会」を7回程度（定員350名程度）開催します。

2) 事業者の資質向上を図るための研修会の開催

産業廃棄物の適正処理に関する排出事業者や処理業者の資質の向上を図るため、各種研修会を企画・開催します。

種類	回数	定員
優良認定推進研修会	1回程度	20名程度
産廃塾	1回程度	40名程度
リスクアセスメント推進研修会／BCP策定啓発セミナー	1回程度	40名程度
廃棄物収集作業向上研修会	1回程度	40名程度
施設見学会	1回程度	20名程度
廃棄物管理士応用実務セミナー	1回程度	40名程度
合計	6回程度	200名程度

5. その他

上記1から4までの事業に附随するものとして、次のようなことも行います。

①書籍等の編集発行

産業廃棄物の適正処理推進のための書籍等を編集し、発行します。

種類	部数	備考
Clean Life Vol.98	—	電子版機関誌
Clean Life Vol.99	—	電子版機関誌
Clean Life オンライン	—	電子版速報紙（適宜配信）
廃棄物管理士講習会テキスト	1,000部	2026年度版（改訂）
manifestoのしくみ	2,000部	普及啓発用冊子（改訂）
優良認定のながれ	500部	普及啓発用冊子（増刷）
廃棄物収集作業マニュアル（第3版）	—	映像教材（新規オンライン配信）

②委員の派遣

産業廃棄物の適正処理推進を目的として、関係機関・団体等が実施する会議（オンライン方式のものを含む。）の委員に役職員を派遣します。

II 産業廃棄物処理に関わる優良事業者の育成及び環境に関する教育研修事業

1. 優良事業者育成のためのフォーラムの開催

持続可能な循環型社会の形成並びに地球環境の保全を目指し、優良事業者の育成及び優良事業者が社会的に受け入れられやすい環境の整備を図るため、一般府民への教育研修を旨とする「さんばいフォーラム 2026」を開催します。

2. 調査研究に基づく優良事業者の育成

先進的な産業廃棄物の管理体制や処理・リサイクル技術を有する優良事業者の育成を目指し、これらの先進的な取組みについて調査研究します。

・廃棄物処理先進事例調査

実地調査の成果を、適宜、速報として電子版機関誌「Clean Life」に掲載します。

なお、連載が一定数に達した段階で、それらを取りまとめ、調査研究業績書「廃棄物法制等普及促進シリーズ」として発行する予定です。

・産業廃棄物処理における脱炭素に向けた取組調査の実施協力

温室効果ガス対策に向けた処理業者の取組状況とこれに対する排出事業者の意識や展望を把握し、こうした課題解決に資する情報として整理又は考察したものを提供することで、処理業者が温室効果ガス対策に取り組む上での支援やその促進に繋げていくことを目的とした公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター実施の書面・対面調査に協力します。

3. 環境の保全活動の推進に対する助成

環境の保全と産業廃棄物処理の適正化推進を図るため、ホームページ等での公募により、環境問題の啓発及び環境教育のための事業や調査研究事業に対し、本会保有の環境基金を活用して、会長ほか外部の弁護士・公認会計士・学識経験者等で構成された運営委員会による厳正な審査を経て助成を行います。

Ⅲ 産業廃棄物処理に必要な事務管理の電子化推進事業

産業廃棄物処理において求められる事務管理について、処理業者のための電子契約に係る所要のシステム「OSK-sign（電子契約エントランスシステム）」を整備し、これを業界標準として普及促進させていくことを通じ、効率的で透明性のある産業廃棄物の処理委託基準の遵守徹底、ひいては産業廃棄物のさらなる適正処理の推進及び確保を図ります。

また、電子契約による産業廃棄物の処理の委託を広く促進し、その定着を図るため、啓発セミナーの企画開催や「OSK-learning（動画コンテンツ配信システム）」による教育コンテンツのオンライン配信等を行います。

Ⅳ 災害廃棄物の処理の支援等の事業

大阪府との間において締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」等に基づいて、地震等大規模災害により倒壊又は焼失した建築構造物等の解体及び撤去に伴って生ずるコンクリート塊、木くず、金属くず等並びにこれらの混合物の収集運搬、処理・処分、その他必要な事業について、府内市町村及び一部事務組合に協力し、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理等を支援します。

また、その支援がより円滑で適切なものとなるよう、処理業者に対し協力可能な資機材等を定期的に事前調査及び把握するとともに、府内市町村等との間においては同様の協定を個別かつ直接に締結していくための協議を進め、演習形式による関係機関・団体等との訓練の成果を通じ、大阪府作成の「公益社団法人大阪府産業資源循環協会との災害廃棄物処理業務委託手続きマニュアル」も踏まえ、府内市町村等に向けた本会作成の「災害廃棄物処理等の協力支援体制に係る規程」及び「災害廃棄物処理等協力支援マニュアル」の周知徹底を図ります。

Ⅴ 会員及び会員の従業員の意見交換、福利厚生

1. 会員に対する法令集、技術資料集、手引書等の配布

産業廃棄物の適正処理推進や産業廃棄物処理業の経営強化に有用な書籍・資料が刊行・発表されたときは、これらを購入・入手し、会員に配布します。

2. 会員及び会員の従業員の意見交換、福利厚生

会員及び会員の従業員の活気を養うため、各位の懇親や親睦を深める会を催します。

併せて、賛助会員が、他の会員に向けて、自社の事業や商品・サービス等を紹介する展示・交流の場を設けます。

VI 法人管理及びガバナンス強化

1. 入会の促進

未入会の排出事業者や処理業者に向けて、あらゆる機会に入会を促し、また会員に対する様々な支援にも努めて本会の維持を図ります。とりわけ、排出事業者による入会を積極的に進めることにより、あらゆる業種の事業者が産業廃棄物の適正処理に貢献できるための団体として本会を発展させます。

2. 各種表彰の推薦等

表彰候補者を選考し、関係機関・団体等による表彰に推薦するほか、本会による表彰も行います。

3. 理事会・委員会等の運営

本会が実施する事業の企画、決定及び管理のため、必要な会議を開催します。

4. ホームページの維持、管理

現状に即す多様な活用や利便性に配慮したホームページの機能等を調整し、必要に応じて補充します。

5. 各種規程等の整備

本会が定める規程・規則・要綱・要項・要領等について、既定のものは本来の目的と運用の実態に照らして必要な見直しを行い、また不足のものが判明したときは、これを速やかに整備します。

6. 職員の資質向上

職員を本会内外の研修やセミナー等（オンライン方式のものを含む。）に参加させ、これまで以上に相談指導能力、調査研究能力、企画調整能力及び会計処理能力等の向上を図り、事務機能の強化に努めます。

7. 新公益法人制度への対応

一部対応を終えている新公益法人制度について、令和 9 年度末まで経過措置が設けられている新たな会計基準（令和 6 年公益法人会計基準）への対応に向けた準備を着実に進め、円滑な態勢移行を図ります。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会における
令和8年度から令和9年度までの労働災害防止計画

制定 令和8年3月25日

1. 趣旨

公益社団法人全国産業資源循環連合会（以下「連合会」という。）では、令和5年度からの5年間を期間とした産業廃棄物処理業における第三次労働災害防止計画（以下「第三次労働災害防止計画」という。）を策定し、令和9年には死傷災害996人・死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標の達成に向けて、本会では、大阪府内の労働災害の発生状況と安全衛生活動に係るアンケート調査の結果等から、第三次労働災害防止計画の上半期（令和5～7年度）に実施した事業を点検した上で、その下半期（令和8～9年度）で実施すべき事項を定め会員企業が一体となって労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準のなご一層の底上げを図っていくものとする。

2. 目標

(1) 令和9年の死亡者数をゼロにする。

(2) 令和9年の休業4日以上の死傷者数を、平成24～26年の実績平均に比して20%以上減少させる。

(平成24～26年の平均：41件 → 令和9年の目標：32件以下)

【参考】産業廃棄物処理業における災害発生状況 災害発生件数／大阪府下休業4日以上の件数（大阪労働局労働基準部安全課提供）

- 平成24年：30件
- 平成25年：44件
- 平成26年：48件
- 平成27年：41件
- 平成28年：60件
- 平成29年：60件
- 平成30年：63件
- 令和元年：87件
- 令和2年：52件
- 令和3年：88件
- 令和4年：81件
- 令和5年：83件
- 令和6年：67件
- 令和7年：57件（令和7年12月時点の速報値）

3. 重点実施事項

- (1) 全ての会員企業において経営トップが所信表明を行う。
- (2) 安全衛生規程を整備している会員企業数を増加させる。
- (3) 産業廃棄物処理業界において発生件数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ及び転倒）の件数を減少させる。

4. 活動目標

上記2に示す目標を達成するため、令和8年度から令和9年度までの活動目標を次のとおり設定する。

- (1) **重点実施事項** 全ての会員企業（321社）において経営トップが所信表明を行う。
- (2) **重点実施事項** 安全衛生規程を整備している会員企業数を令和7年度に比して15%以上増加させる。
（令和7年度：51社 → 令和9年度：59社以上）
- (3) **重点実施事項** 墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ及び転倒の発生件数を令和7年度に比して15%以上減少させる。
（令和7年度：22件 → 令和9年度：18件以下）
- (4) 会員企業への安全衛生活動に係るアンケート調査の回答数を令和7年度に比して10%以上増加させる。
（令和7年度：153社 → 令和9年度：169社以上）
- (5) 本会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業数を令和7年度に比して10%以上増加させる。
（令和7年度：124社 → 令和9年度：137社以上）

【参考】本会が実施する安全衛生事業（独自資料による啓発）

- 「産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析（第2版）」
- 「廃棄物収集作業マニュアル（第3版）」（動画コンテンツを含む。）
- 「産業廃棄物処理業に関するBCP策定ガイドライン（第2版）」
- 「安全処理のすすめ」（動画コンテンツを含む。）
- 「あなたの出した産廃 大丈夫？ 危険 今一度、確認を！」

- (6) 本会が実施する安全衛生研修会に参加している会員企業数を令和7年度に比して10%以上増加させる。

(令和7年度：60社 → 令和9年度：66社以上)

【参考】本会が実施する安全衛生研修会

- 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会
- 産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー
- 廃棄物収集作業向上研修会

(7)連合会が提供する安全衛生活動の支援ツール等を認知している会員企業数を令和7年度に比して10%以上増加させる。

(令和7年度：95社 → 令和9年度：105社以上)

(8)安全衛生パトロールを実施している会員企業数を令和7年度に比して10%以上増加させる。

(令和7年度：74社 → 令和9年度：82社以上)

(9)ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業数を令和7年度に比して10%以上増加させる。

(令和7年度：80社 → 令和9年度：88社以上)

(10)リスクアセスメントを実施している会員企業数を令和7年度に比して10%以上増加させる。

(令和7年度：62社 → 令和9年度：69社以上)

(11)労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業数を令和7年度に比して10%以上増加させる。

(令和7年度：114社 → 令和9年度：126社以上)

5. 活動目標を達成するための本会による取組み

上記4に示す活動目標を達成するための具体的な方策について、次のとおり設定する。

(1) **重点実施事項** 経営トップの意識改革を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説（令和3年5月改訂版）」（以下「モデル安全衛生規程及び解説」という。）は、労働災害を防止するために会員企業の事業主（以下「事業主」という。）等が遵守しなければならない事項を網羅しているものであることから、本会が実施する安全衛生研修会のうち、とりわけ事業主に対するモデル安全衛生規程及び解説を教材としたものを積極的に開催する。
- ② 安全衛生に係る問題点や諸課題について事業主に整理してもらうため、連合会が提供する安全衛生活動の支援ツール等のうち、とりわけ「安全衛生チェックリスト（平成30年7月改訂版）」の積極的な周知徹底を事業主に向けて行う。

- ③ 大阪労働局労働基準部安全課や中央労働災害防止協会等の各種専門機関・関係団体と連携し、大阪府内の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を提供することにより、事業主の安全に対する意識を高める。
- ④ 本会が整備した安全衛生表彰要綱（令和8年1月20日改定）に基づく表彰制度により、安全衛生に係る優良な事業主を表彰する。

(2) **重点実施事項** 安全衛生規程の整備促進を図る。

- ① 安全衛生規程を整備することの必要性について、本会が実施する安全衛生研修会を通じ、従前以上の広範で積極的な会員企業への周知徹底を図る。
- ② モデル安全衛生規程及び解説の活用について、本会が実施する安全衛生研修会を通じ会員企業への普及啓発を図る。
- ③ 連合会がホームページ (<https://www.zensanpairen.or.jp/kitei/form.html>) 上で提供する「安全衛生規程作成支援ツール（令和元年5月更新）」（以下「規程作成支援ツール」という。）の活用について、本会が実施する安全衛生研修会を通じ会員企業への普及啓発を図る。
- ④ 理事会や危機管理委員会（以下「委員会」という。）に所属する会員企業等の整備状況を把握し、安全衛生規程の整備事例として、未整備である会員企業への情報提供を行う。

(3) **重点実施事項** 墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ及び転倒の防止促進を図る。

- ① 会員企業に対し、作業計画時の確実なリスクアセスメントの実施を呼びかける。
- ② 連合会がホームページ (<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>) 上で提供する「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」（以下「ヒヤリハットデータベース」という。）の活用について、本会が実施する安全衛生研修会を通じ会員企業への普及啓発を図る。
- ③ 連合会が提供する労働災害情報について、本会のホームページや定期刊行している電子版機関誌「Clean Life」（以下「機関誌」という。）と電子版速報紙「Clean Life オンライン」（以下「メルマガ」という。）を併用して従前以上の広範で積極的な会員企業への情報提供を行う。
- ④ 大阪労働局労働基準部安全課や中央労働災害防止協会等の各種専門機関・関係団体と連携し、大阪府内の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等、会員企業への有益な情報提供を行う。

(4) 会員企業への安全衛生活動に係るアンケート調査の回答促進を図る。

- ① 機関誌とメルマガを併用して会員企業へ適宜依頼し、回答数の増加に努める。
- ② 本会が実施する安全衛生事業や安全衛生研修会等を通じ、なお一層の回答協力を会員企業に対し呼びかける。
- ③ 定期的に委員会を開催し、本調査の推進方策について検討する。

(5) 本会が実施する安全衛生事業の認知向上を図る。

- ① 大阪労働局労働基準部安全課や中央労働災害防止協会等の各種専門機関・関係団体と連携し、大阪府内の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を提供することにより、会員企業の安全に対する意識と本事業への関心を高める。
- ② 本事業について、本会のホームページや機関誌とメルマガを併用して従前以上の広範で積極的な会員企業への情報提供を行う。
- ③ 本事業の強化を目的として、本会が整備した安全衛生表彰要綱（令和8年1月20日改定）に基づく表彰制度により、安全衛生に係る優良な事業所や役員・従業員を表彰する。
- ④ 上記③に加え、労働安全衛生分野に係るコンサルタント等専門家の知見と協力を得ながら本会が作成した「安全処理のすすめ」（動画コンテンツを含む。）を普及促進するとともに、上記②のとおり情報提供を行う。
- ⑤ 上記④に加え、会員企業が排出事業者から廃棄物情報の提供を受けやすくなるようにするため、本会が作成した啓発用チラシ「あなたの出した産廃 大丈夫？ 危険 今一度、確認を！」を普及促進するとともに、上記②のとおり情報提供を行う。
- ⑥ 定期的に委員会を開催し、本事業の推進方策について検討する。

(6) 本会が実施する安全衛生研修会の参加促進を図る。

- ① 本研修会について、本会のホームページや機関誌とメルマガを併用して従前以上の広範で積極的な会員企業への周知徹底を図る。
- ② 本研修会以外に本会が実施する研修会、セミナーやイベント等においても、その案内資料を配布する等、会員企業への周知徹底を図る。
- ③ 必要に応じて大阪労働局労働基準部安全課や中央労働災害防止協会等の各種専門機関・関係団体へ講師派遣を依頼し、研修内容の強化充実を図る。
- ④ 処理業者の安全衛生活動に係る情報を広く収集し、参考事例や事故事例の発表等を通じた会員企業への有益な情報提供を本研修会において行う。
- ⑤ 本研修会に係るアンケートを実施する等、参加者の所見や所感を分析し、研修の内容・構成・時間・回数・形態・方式等について改善の余地がないか検討する。
- ⑥ 定期的に委員会を開催し、本研修会の推進方策について検討する。

(7) 連合会や厚生労働省が提供する安全衛生活動の支援ツール等の認知向上を図る。

- ① 本支援ツールについて、連合会が作成した「安全衛生活動に係るパンフレット（令和2年5月改定）」を活用する等、会員企業への有益な情報提供を行う。

【参考】安全衛生活動の支援ツールが提供されているホームページ

■ 安全衛生サイト（連合会）

「規程作成支援ツール」

<https://www.zensanpairen.or.jp/kitei/form.html>

「ヒヤリハットデータベース」

<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>

■ 職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

「リスクアセスメントの実施支援システム」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html

「労働災害事例」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html

- ② 本支援ツール等の活用について、本会が実施する安全衛生研修会を通じ会員企業への普及啓発を図る。
- ③ 連合会が提供するその他の映像ツール「(産業) 廃棄物処理におけるリチウムイオン電池混入の危険性について」・「産業廃棄物処理業で働くみなさんへ 安全・健康で働くために」(<https://www.zensanpairen.or.jp/activities/movies/>)等の紹介を通じ、未熟練労働者に向けて安全衛生教育の推進を図る。

(8) 会員企業による安全衛生パトロールの実施促進を図る。

- ① 事業主に対し、自らが関与する安全衛生パトロールの実施を呼びかける。
- ② 成功・改善事例等、処理業者の安全衛生パトロールに係る情報を広く収集し、導入が遅れがちな会員企業への情報提供を通じ、その支援を行う。
- ③ 定期的に委員会を開催し、会員企業による安全衛生パトロールの推進方策について検討する。

(9) 会員企業によるヒヤリ・ハット活動の実施促進を図る。

- ① 処理業者から「ヒヤリ」又は「ハット」した事例等の情報を広く収集し、会員企業への有益な情報提供を行う。
- ② 上記(7)②のとおり普及啓発を図る。
- ③ 定期的に委員会を開催し、会員企業によるヒヤリ・ハット活動の推進方策について検討する。

(10) 会員企業によるリスクアセスメントの実施促進を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして!!～」・「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル」や厚生労働省・都道府県労働局労働基準監督署が作成した「廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル」等を活用し、会員企業によるリスクアセスメントの定着に向けた安全衛生研修会を開催する。
- ② 上記(7)②のとおり普及啓発を図る。
- ③ 成功・改善事例等、処理業者のリスクアセスメントに係る情報を広く収集し、導入が遅れがちな会員企業への情報提供を通じ、その支援を行う。
- ④ 定期的に委員会を開催し、会員企業によるリスクアセスメントの推進方策について検討する。

(11) 会員企業による安全衛生管理体制の構築促進を図る。

- ① 安全衛生管理体制を構築することの必要性について、本会が実施する安全衛生研修会を通じ、従前以上の広範で積極的な会員企業への周知徹底を図る。
- ② 上記(7)②のとおり普及啓発を図る。
- ③ 理事会や委員会に所属する会員企業等の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の構築事例として、未構築である会員企業への情報提供を行う。
- ④ 労働安全衛生法令に基づく事業場の規模別要件に照らして、安全衛生管理体制の構築が不十分な会員企業への有益な情報提供を通じ、その支援を行う。

以上